

特別寄稿

シリーズ「広島教育正常化への軌跡」 なぜ広島教育は狂ったのか ④

広島県公立中学校教諭 立花 一道

(前号より) 荒廃した広島県教育の正常化を願って出された議長「要請文」、しかしこのことをきっかけに解放同盟らからの猛烈な反対闘争は県下全域で日に日に激化し、県議会議長や県教委は次第に追い詰められていきます。そして、広島県教育は更に窮地に追い込まれていくのです。

4. 教育正常化を願った「議長要請文は差別文書」と認めさせられた県教委

教育の正常化を願って出された議長「要請文」を、解放同盟は機関紙「解放新聞」で「組織的、計画的で史上空前の悪質な差別事件」と断じ、猛反発します。

6月22日に臨時大会を開き、「2月県議会における差別扇動を糾弾する決議」を満場一致で承認しました。徹底的な糾弾闘争を行うことが議決されたのです。

糾弾がどのように行われるのか、今回はその様子もお伝えします。

7月1日、大学奨学金説明会が福山市解放会館で行われましたが、交渉の中で「男子の本懐」を差別発言と認めた吉岡教育長に総括書を書くことが要求されます。吉岡教育長は県議会出席のため欠席していましたが、小森委員長から県教委の出席者に対し「学校現場で差別事件が起これば総括書を書かせる県教委は、自らの差別事件についても当然総括すべきだ」と総括を要求します。県教委は「総括書」を作成・提出することになります。

さらに7月12日、解放同盟からの交渉で、「解放同盟が差別事件や教育荒廃、学校現場と行政の対立などの解決に果たしてきた役割」をまとめることを解放同盟に要求されます。これも県教委は7月末までにまとめることを約束します。

「『教育荒廃の元凶』は『不当介入』をする解放同盟」と断じた議長「要請文」の内容とは全く逆です。「解放同盟が教育推進の諸課題解決に役割を果たしてきた」と県教委がまとめるというのは驚きです。

さらに糾弾の中で県教委が、議長要請文を「差別文書」と認める事態が起こります。

7月13日、三原市隣保館で県立三原養護学校差別事件糾弾会と大学奨学金説明会が行われましたが、その会の中で県同和教育課長が議長要請文を「差別文書」と認め、確認書を提出するのです。

三原養護学校差別事件というのは、前年の10月、高教組がストライキをすることに対して同校のPTA会長が「高P連はストに反対している」と組合分会に「スト中止」を申し入れました。これを受けた分会役員らが雑談の中で「解放同盟とヤクザとどちらが強い」と発言します。その場にいた出身教師が抗議したのですが、半年後の3月にこの発言が差別事件となりました。

発言はスト中止の申し入れを受けた組合の分会役員らが発言したものです。それにもかかわらず、追及されたのは学校と県教委です。糾弾会は全5回にわたって行われました。

1回目の糾弾会では分会からも総括書が出されましたが、「ここ数年間の県教委による同和教育空洞化ともいえる状況が、典型的に現象化している事件」だとして、県教委に責任があると追及・糾弾されるのです。

3回目では高教組委員長や書記長、県共闘に加盟している複数の労組が解放同盟と一緒に700名で、養護学校全教職員と県教委職員を、午後2時から午後10時までの8時間糾弾しています。700名、8時間です。糾弾の中で、導入に反対している第9学区の高校選抜・類型選抜の件を、生徒作文などを示して「差別意識が深まっている」と持ち出してきました。それに対して「類型導入は同和教育と矛盾しない」と県高校教育指導課長が述べますが、この言葉に場内が騒然となります。騒然とした状態の中でまともな話し合いはできないと判断したのでしょう、当時の教育長田所氏は糾弾会打ち切りをしようとした。しかし小森委員長から「問題を放置できる立場にあるのか」との追及を受けるのです。結局、糾弾会は再開され、「類型には、改革する余地が多いことが解った。差別にならぬよう考えていきたい」と導入見直しをするかのような教育長の発言がなされました。

類型選抜は三原養護学校の差別事件とは全く関係のないことですが、このように糾弾会の中に持ち出され、追及されるのです。

この糾弾会ではその後も県北 2 分校の募集停止に反対する件が持ち出され、地元の声を聞くことを「確認」させられています。「募停は同和教育に逆行するから中止せよ」という声です。選抜制度や高校の改廃などは県教委が責任を負って行うものです。教育委員会議や議会で決めるべきそれら重大な事案が、このような県民の知らない糾弾会の中で追及され、事実上そこで決められているのです。

5 回目の糾弾会は 7 月 13 日、三原隣保館で大学奨学金説明会と合わせ行われました。大学奨学金については、文部省が給付を貸与に変更していましたが、広島では県教委と解放同盟との間で、実質給付するという「確認」がありました。それに基づいての交渉が 7 月 1 日に続いて行われたのです。

会には三原養護学校の全教職員、県教委から吉岡教育長他 5 名の部長・課長が出席し、解放同盟側は 150 名が参加しています。午後 3 時から始まりましたが、この中でまたも会の主旨と全く関係のない議長「要請文」問題が参加者から発言されます。

これに対して藤井同和教育課長が「それはそれとして」と口ごもると、それをきっかけに参加者の口々から「我々は部落民として、誇りを傷つける差別文書を容認して、奨学金制度を受ける考えはない」など非難がなされ騒然となりました。こういう状況の中で更に小森委員長にも追い詰められ、結局藤井課長は、「木山要請文は、差別です」と発言し、差別と認めたのです。そして「確認書」を解放同盟に提出します。「確認書」は深夜までおよそ 9 時間にわたって行われた糾弾会と説明会のこのような中で出されたのです。

藤井課長が出した確認書は次の通りです。

『① 人類普遍の原理である同和問題の解決をはかるための同和行政予算を議長の恣意によって見直すとい

うことは間違いであります。

② 教育の荒廃の元凶が部落解放同盟の不当介入であるということは、社会意識を増幅するものであります。

③ 自主的な研究団体である広同教・高同教の予算の見直しは、これまで積み上げられた研究実績を否定するものであります。

以上のことから要請文は差別文書であります。』

議長「要請文」を差別文書だと認めたのは県教委だけにとどまりません。7月15日以降、県の6教育事務所全てが所長名でどれも似通った内容の見解を表明します。

「教育の荒廃の元凶が部落解放同盟の不当介入であるということは、管内ではその事実はない」「要請文は部落解放に逆行する差別文書であり、同和教育を阻害する」

というものです。他にも県内の40を超える小・中・高校長らが同様に「差別文書」と表明します。解放新聞がその文面や学校名、校長・教頭名を詳細に掲載しています。

木山議長は、解放同盟や教職員組合、広同教・広高同教からの反撃だけでなく、正常化を願った現場の学校、その校長らから「解放同盟の不当介入の事実はない」とされ、さらに議会に正常化の協力を要請していた県教委、その県教委からも「議長要請文は差別文書」とされたのです。しかも県教委はその上に、「解放同盟が教育推進を果たしてきた」という内容の文書を作成するのです。

こうして「解放同盟は教育荒廃の元凶」という論理は崩れ、「『教育を推進している解放同盟』を、『教育への不当介入という差別文書』で攻撃する県会議長」という構図が作られたのです。木山議長は追い詰められました。